

第 39 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 24 年 11 月 20 日(火) 午後 1 時 15 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英
藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹
農林技術課副課長兼主任主査 入札用度課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

ウ 意見聴取対象者

(ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長外 5 名

(イ) 福島県総合設備協会会長外 1 名

(ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長外 1 名

(エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長外 2 名

(オ) 個別事業者

(4) 次 第

1 開会

2 議事

(1)建設関係団体等からの意見聴取について

ア 一般社団法人福島県建設業協会

イ 福島県総合設備協会

ウ 福島県建設専門工事業団体連合会

エ 福島県土木建築調査設計団体協議会

オ 個別事業者

(2)各委員の意見交換

(3)その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、「第 39 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

本日は、建設関係 4 団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。このうち、個別事業者の意見聴取につきましては、個別事業者が匿名での意見聴取を希望されていることから、非公開で行い

ますので、傍聴者の方は予め御了承願います。

《一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取》

【伊藤委員長】

それでは、最初に一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の進め方につきまして、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問させていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表させていただきますので、予め御了承願います。それでは、よろしくをお願いいたします。

【一般社団法人福島県建設業協会会長・専務理事】

(資料1により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

それでは、ただいまいただきました御意見・御要望に対して、時間の関係もございますので、すべての項目についてお答えするわけにはまいりませんが、現時点でお答え可能なものからお答えします。

総合評価方式についての(2)原発事故で避難を余儀なくされた企業に対する評価の改善についてですが、東日本大震災等への対応の評価については、出勤実績を加点対象とするものですので、実績がない企業まで評価することは困難であると考えています。

また、避難企業の中でも不明者捜索を行うための瓦礫撤去等に御協力いただいた企業の存在は確認しているところでございます。

なお、東日本大震災時の所在地が警戒区域等であった入札参加者に対しては、評価基準日を平成23年3月11日とする特例措置を講じております。

総合評価方式についての(3)完全実施の金額基準の引き上げですが、今年度、総合評価方式は設計金額が一定金額以上の工事について実施していますが、緊急を要する場合等につきましては、総合評価方式の対象としなくても良いとするなど、弾力的な運用も認めていますので、今後も状況等を検証しながら金額基準の引き上げ等について検討してまいりたいと考えています。

下請状況実地調査のサンプル数の確保や調査対象の選定に偏りが出ないなどの配慮ということですが、御指摘を踏まえまして、今年度の下請状況実地調査については、そういった点に配慮の上、実施してまいりたいと考えています。

入札不調についての(1)予定価格の上限拘束性の撤廃についてですが、地方自治法において、地方公共団体は予定価格の制限の範囲内で入札した者を契約の相手方とすると明記されておりますので、法令の改正がなされない限り上限拘束性を撤廃することはできませんが、予定価格の適正な設定は入札不調対策、更には契約締結の公正性を確保する上でも重要であると認識しています。

電子入札・電子閲覧についてですが、技術書類等の提出期間の延長ができないか検討してまいりたいと考えています。電子閲覧については、今年度、測量等の業務委託については原則全件、工事

については50%以上での実施を予定しており、引き続き電子化を推進してまいりたいと考えています。土日の閲覧については、システムの稼働に不具合があった場合の対応等の問題がありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。汎用性のあるファイル形式での提供については、自由に加工できてしまいますと支障が生ずることもありますので、現在、加工できないPDF形式での提供とせざるを得ないという状況です。

地域要件の見直し・検討の中で入札参加可能業者数を概ね10者程度まで緩和いただけないかという御要望です。本県の入札等制度改革に係る基本方針において、参加可能業者を概ね50者程度、金額が小さい場合は30者程度確保するという一方で、競争性に十分配慮した地域要件を設定することになっています。各都道府県の状況を見ますと、20者～30者以上を目安に設定しているところが大半を占めていますので、そういった実態等を踏まえ、参加可能業者数を概ね10者程度まで緩和することは困難であると認識しています。行き過ぎた地域要件の設定については、入札に参加するメンバーが固定化されることを通じて談合を誘発・助長する恐れがあるため、競争性の確保に十分配慮することとする公正取引委員会の局長から知事宛の要請等もありますので、慎重な対応が必要であると認識しています。

舗装工事・一般土木工事・建築工事の地域要件の金額範囲の引き上げ等についてですが、一般土木工事の地域要件については、平成21年4月から1000万円未満だったものを3000万円未満までは管内となるように見直しを行いました。この際にも、30者以上の入札参加者数を確保できるのかどうかという観点から検討しております。本県の入札等制度改革においては、競争性を確保することにより不正を根絶するという考え方に立っておりますので、地域要件の見直しについても現在資格審査中の平成25・26年度の有資格業者名簿の下で一定数以上の入札参加者数が確保できるのかどうかといった視点で検討することになるかと思っております。管内を地域要件とする対象工事を拡大することによって入札不調件数が増えてしまえば、今後の復興工事の推進に支障となることも懸念されますので、慎重な対応が必要であると考えております。

指名競争入札の一部導入についてですが、本県の入札制度改革において、工事の指名競争入札を廃止して、条件付一般競争入札を全面的に導入していますが、地域密着型工事において入札手続きが長いという苦情が寄せられましたので、平成20年度に指名競争入札を一部抽出試行し検証した結果、期間の短縮が図られず指名競争入札の試行を取りやめた経緯がありますので、指名競争入札の復活は非常に困難であると認識しています。

最低制限価格等の設定水準を95%以上に引き上げることにについてですが、工事の最低制限価格につきましては県発注工事の適切な履行と品質確保に加え、県内経済や雇用の改善に資するよう平成22年2月から予定価格の概ね85～90%程度の水準となるように引き上げたところで、本県の設定水準については、他県と比較しても遜色ない現状であると認識しておりますので、95%以上の引き上げについては、当面、現実問題としては困難であると考えています。なお、適正な利益の確保のためには、取引の実例価格等を踏まえた予定価格の適切な算定が重要であると考えています。

低入札価格調査制度の失格基準の引き上げについてですが、平成22年5月に下請業者へのしわ寄せ防止対策の強化を目的として、現場管理費に対する失格基準を0.5掛けから0.7掛けに引き上げたところです。本県の現在の失格基準については、他の都道府県と比較しましても決して低い水準ではないと認識しておりますので、平成22年5月に行いました失格基準の一部引き上げによる影響等を分析・検証し、今後とも失格基準の適切な設定に努めてまいりたいと考えています。

低入札価格調査制度の運用における減点措置や制限措置の検討についてですが、低価格入札者については今年の5月1日からこれまで落札候補者のみ公表していたところ、すべての低価格入札者を公表することにしまして、入札参加者自身が低価格入札であったかどうか分かるようにしました。今後ともダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ等につながらないよう御提案のような措置の検討を含めまして適切に対応してまいりたいと考えています。

【技術管理課長】

総合評価方式についての（２）施工の難易度が適正に評価されていないという項目がございますが、類似工事、例えば、橋梁の下部工事については、30m以上高いものとか、厳しい周辺環境として騒音や振動の対策が必要となる工事については、工事成績評定がございまして、第一評定者である監督員が高度な技術として評価しています。評価加点項目としては、施工規模、構造物固有の難しさ、厳しい自然条件、地盤条件といった厳しい周辺環境等について評価しています。評定表の中で最大10点が加点されています。

元請・下請関係の変更内容の指示の遅れがございしますが、受注者からの協議、それから質問に対しまして、その日のうちに回答するというので、ワンデーレスポンスの徹底を図っております。発注者に起因するもので改善が求められておりますので、発注者の責めに基いて工期を延長する場合に増加費用等の取扱い等がありますので、適切に対応していくということです。

入札不調についての（１）公共工事労務費調査が市場価格の後追いになっていることについてですが、労務費調査については、国土交通省、農林水産省、今年の10月から新たに環境省所管の公共工事について賃金台帳等の調査をしまして、国が都道府県ごとに労務単価を決定しております。設計労務単価の市場価格との乖離を少なくするため、国では福島県、宮城県、岩手県の被災3県について、概ね3か月ごとに設計単価の見直しを行うということで実施しており、6月に単価の改正がなされております。既に発注された工事につきまして以前の単価が6月に上がっておりますので、そこで乖離が出た場合には福島県工事請負契約約款第25条第6項に基づきましてインフレ条項の適用ということで、その単価を反映することができることになっております。宿泊施設の整備、宿泊費や交通費の計上ということについてですが、工事規模によって設計工事に含まれる費用と実態に乖離が生じた場合には、必要費用を加算できるように国の方に要望してまいりました。今年の2月、当面の運用として共通仮設費の中で率の割り増しということがなされております。6月につきましては、宿泊費、通勤費等の労務者確保の費用につきまして、必要経費を計上し、設計変更で計上できるということで対応しております。

工事書類の簡素化についてですが、提出資料につきましては、提出まで求めるものと、提示ということで対応してございまして、工事目的物の品質の低下をさせないため、必要な範囲で簡素化を図っております。これにつきましては、社会資本整備をする上で最低限求められる品質を確保する必要があるというようなこともございますので、品質、出来形を確認するための最低限の資料ということで御理解をお願いしたいと思います。

【建設産業室長】

建設業に関わる部分で御説明させていただきたいと思っております。総合評価について、技術者制度の中では、若手技術者の育成も必要なことですから、何らかの支援が必要と考えているところでございます。

元請・下請関係についての（２）ですが、違反行為に対する行政の適切な指導ということにつきましては、建設業者の不正行為等に関する監督処分の基準の中で適切に指導・監督を行ってまいり

たいと考えております。毎年やっておりますところの建設業法の遵守状況の実態調査、その中で出てきた情報や各々の工事の中で建設事務所の監督員のチェック体制の中からあがってくる情報を的確に捉えながら適正に指導・監督してまいりたいと考えております。

入札不調についての（１）ですが、技術者制度における専任制の緩和措置につきましては、主任技術者について、災害関係では5km以内ということで、技術者制度の緩和措置を行ってきたところでございます。監理技術者については、主任技術者の職務に加えまして下請の指導・監督、それから複雑化する工程管理等の総合的な機能を果たすことを求められており、安全と品質管理が重要となるため、要件を緩和するということは国でもかなり難しいと考えております。技術者の専任については国に要望しております。専任がかかる金額区分のアップということで、現在2500万円になっておりますが、それを1億円まで引き上げることができないか、被災3県が継続して要望を行っているところでございます。

不良不適格業者の改善ということで下請の回数制限を講じてほしいということについてですが、工事によっては回数がかかる複雑になる工事も発生しておりまして、各々の工事ごとに回数を制限するということは困難であると考えております。元請・下請関係の遵守状況の調査を行いながら、適正な契約が行われるよう指導・監督してまいりたいと考えております。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。他よろしいですか。それでは、委員の方から質問等があればお願いいたします。

【影山委員】

労務単価の関係で説明がありましたけれども、結果的には市場価格の後追いとなり、実勢価格が反映されていないということですが、実勢価格をどのように捉えたら良いのでしょうか。

【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】

被災3県とも、今、共同歩調をとりながら、その辺の具体的な打合せをしているところですが、ある意味でインフレの係数を事前にキャッチできないのか。例えば、工期が1年あるとすると、今日100で契約したものがひょっとしたら1年後に150になっている可能性があるということなので、大変だと我々思っているわけです。設計単価ということですから、設計というものは類推した単価でも結構なことだと思っております。インフレーションの係数をキャッチして、1.5倍で設計を組み、予定価格を積算していただければ良いのではないかと。そうすれば、先取りしていますので、例えば、150で設計したが、実際は120で30が我々儲かっているのですが、将来わらじを履いた時に150になってプラマイゼロになっていたということが行われれば良い。例えば、単価が下がったときには発注者はすぐに変更処理する。単価が上がったときはしない。その逆ですから、単価が上がって契約しておけば、実勢が下がっている場合には、発注者は変更できる。そういう制度を逆手に取れば、高めの契約をしておいて、実勢で変更処理する。それは今までも行ってきてますから、そういうことが可能ではないかと考えております。それで良いとは思いませんが、それも一つの提案ではないかと考えております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。私の方からひとつ。不調の問題に絡むのですけれども、県外の工事、民間、公共工事も含めて震災の前と比べてどのくらい増えているのかという数字は把握されていますか。県外、例えば、宮城県の工事に福島県の建設会社はかなりとられてるといような話を聞くのですが、そういうような実態はございますか。

【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】

定性的には言われているのですが、定量的にはつかんでおりません。実際、例えば、私の会社の下請会社が仙台で今仕事をやっていると戻って来てくれないという話はよく聞くのですが、それでは一体何人行っているのかというのは、実態としてつかんでおりません。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

総合評価方式についての2番ですが、主に津波と原発事故の影響で避難を余儀なくされた企業は何社ぐらいあり、全体の何%ぐらいあるのですか。あるいは、破産してしまった企業はどれくらいあるのか。それらの企業のその後の状況について把握していらっしゃれば教えていただきたい。

【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】

会員企業は236社いるのですけれども、警戒区域の中に会員企業として8社おりました。全ての会社が会社をそっちのけで避難させられました。会社は警戒区域にありましたけれども、相馬地区や浪江、富岡、広野、楡葉において、行方不明者捜索を県の災害対策本部から業界を通じて会員企業等をお願いしております、それは実施していただいた会社がございます。その方々は、県で評価対象としていただきました。ところが、現実的に8社のうち1社だけが全員避難して、従業員の方が本当に何の情報も得られず、各人がバラバラに避難してしまい、会社が一丸となるまでに半年ぐらいかかってしまった。それから行方不明者捜索はもうありませんので、何もできませんでした。警戒区域の中ですから、一切災害の対応もできないということで、双葉郡管内の8社のうち1社が全く何もできず、避難しただけという実態でございます。廃業も1社おります。

【齋藤委員】

それは協会の会員ですか。そうしますと、会員でない企業についてはどうですか。

【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】

会を運営するにあたりまして、元請団体だけの把握ということで、その下にいる協力会社につきましては、承知していない部分もございます。具体的な数字はつかんでおりません。

【齋藤委員】

それは、県の方にお聞きした方がよろしいですか。

【入札監理課長】

ただいまの御質問ですが、県の入札参加の有資格業者数で申し上げますと、東日本大震災時の所在地が警戒区域等であった入札参加の有資格業者数については、工事で172社、測量等で17社、合わせて189社程でございます。

【齋藤委員】

その後の推移ということで、協会様に伺ったのですけれども、今、避難されているかと思いますが、その後、廃業になったとか、あるいは事業を再開されたとか、そういう把握はなさっているのですか。

【建設産業室長】

建設産業室で建設業法に絡んで調査しております。数字を手元には持ってきていないのですが、避難されて休業しているというのは、建設業の中で約130社あったのですが、そのうち連絡が取れていない企業が10社程ありまして、他の方は活動の本拠地を移してそこで活動しているということでございます。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を終わります。
御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会退席)

(福島県総合設備協会着席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べていただきます。

調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に説明してください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いいたします。

【福島県総合設備協会会長・会長代行】

(資料2により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目についてお答え可能な範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

総合評価方式についての(1)特別簡易型の地元優先は無くさないでいただきたいということについては、地元建設業者の育成の観点からも引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

総合評価方式についての(3)農林水産部・土木部以外の部局においてすべてを総合評価方式で発注することについては、一定の技術力が求められる一定金額以上の工事について総合評価方式の実施を求めているところです。発注機関では具体的な工事内容を踏まえて入札方式の選定を行っておりますが、農林水産部・土木部以外の部局においても、総合評価方式が相応しい一定金額以上の工事については総合評価方式で実施するようお願いしているところです。

定期・緊急メンテナンス等を行っている企業の評価についてですが、まずは、メンテナンス等の実態について確認させていただきたいと考えております。

入札不調についての(1)入札方式を指名競争入札にすると不調件数は減るという御意見についてですが、平成20年度に入札手続きが長いという苦情がございまして、指名競争入札を一部抽出試行したところ、入札手続き期間の短縮が図られなかったため試行を取りやめたという経緯があり、指名競争入札の復活は非常に困難であると考えてございます。

今回の東日本大震災等への対応におきましても、建設業界一丸となっていただいで、災害直後か

らライフラインや交通確保のための復旧作業、瓦礫処理、行方不明者捜索活動への御協力をいただくなど、建設業者の皆様から積極的な対応をいただき、感謝申し上げます。こちらにつきましては、競争入札の形態を問わず、今後とも、地域社会の安全・安心の確保のためのお力添えを是非お願いしたいと考えております。

入札不調についての（２）現場代理人について他機関の発注であっても常駐義務の緩和措置がとれる体制ということについてですが、現場代理人は、請負人の代理人として工事現場の取り締まりを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者ですので、市町村のような他機関発注の工事を含めて常駐義務を緩和することについては、機関間の調整が現実的には非常に困難であるのではないかと考えております。

電子入札・電子閲覧についてですが、入札参加者と発注者の双方にとってメリットが大きいので、拡大の方向で推進してまいりたいと考えております。電子入札における通信の安全性については、日本建設情報総合センター（J A C I C）という組織のコアシステムを利用しておりますので、安全性は担保されていると考えております。通信の安定性については、夕方５時前に回線が混雑する際に多少は時間を要することがあるかも知れませんが、不具合までには至らないレベルではないかと考えております。電子入札・電子閲覧の実施の拡大につきましては、現在、電子入札利用者登録数が約１０００社ということで、本県の有資格業者数の約３０００社の３分の１に止まっていることから、今後とも、利用者登録促進に向けての啓発を含めて、拡大に向け努力してまいりたいと考えております。

設備について５０００万円以下の物件について見積合わせ（随意契約）を採用できないかということについてですが、地方自治法上、一定の要件に該当する場合にのみ随意契約によることができるという縛りがございます。工事の場合は予定価格が２５０万円以下、災害等緊急を要するもの、応札者なしという一定の要件に該当しない限りは随意契約によることはできません。５０００万円以下の案件について一律随意契約を採用することは、制度的には対応困難であると考えております。

資料の閲覧・貸出等への対応の改善については、基本的には電子閲覧への移行を考えております。電子閲覧につきましては、今年度、測量等の業務委託では原則全件で実施する予定であり、工事では５０％以上の実施を予定しております。

【技術管理課長】

入札不調についての（１）経済状況をリアルタイムに反映させることということで、国においては３か月ごとに設計単価の見直しを行っており、６月に単価の改定が行われましたが、３か月後の９月については、支払い実績と設計労務単価に乖離がなかったということで、単価の改定は行われておりません。資材については、建設物価調査会が発行する建設物価、経済調査会が発行する積算資料に基づきまして単価変動が確認された場合には随時改定を行っております。

少額工事ほど諸経費及び単価を高く設定すると良いということについてですが、各工事においては、諸経費としての間接工事費は直接工事費に応じた率を計上しております。少額工事ほど高い率に設定されております。

【建設産業室長】

総合評価についての（２）ですが、県からの出動要請を受けたものについては、遑って県からも実績証明を出せるようにしていただきたいということについては、建設事務所で７件出しているという実績がありますので、該当する場合は建設事務所事業課に御照会いただければと思います。

元請・下請関係についての（１）ですが、建設産業団体連合会の主催した意見交換会において、

解決すべき課題を共有するとともに、健全化のための取り組みについて意見を交わされたとお聞きしております。このような取り組みはこれからも必要でありますので、指導ということではございませんが、建産連にこれからも続けていただくよう協力要請をしていきたいと考えております。

元請・下請関係についての（２）ですが、国と県が一体となって毎年11月、建設業取引適正化推進月間ということで、建設業の取引適正化に向け、法令遵守に関する活動に取り組んでおり、ホームページやパンフレットを通じた広報を始め、建設業者等を対象とした講習会を開催しています。

元請・下請関係の問題解決についてですが、これは個別の事業者の問題ですので、建設業法の中で取り組むということは困難であります。契約当事者間で解決すべきものということで、国土交通省から委託を受けた建設業取引適正化センターがございまして、紛争解決やトラブル防止に向けた紛争処理機関の紹介等を行っておりますので、こちらの活用ということも御検討いただければと思います。

入札不調について、工事発注の平準化をすべきということでございます。端境期となります年度を跨ぐ時期ですが、債務負担行為の活用を図りながら進めてまいります。しかしながら、災害復旧は一日も早い復旧が望まれているということで、県としては、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内の復旧ということで進めているところです。

【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等がございましたら、お願いいたします。

【田崎委員】

入札不調について、平準化という説明がございましたけれども、工事によっては、短期のものや長期のものがあると思われます。どのようにすることが平準化につながると思われますか。

【福島県総合設備協会会長】

大体県の予算が決定されてから発注されるのは7月とか8月になりますから、3月、年度一杯という工事になりますと工期的に厳しいということで、できれば3月に議会で承認になったら4月早々に発注をいただければ、ある程度年度末に集中しなくても済むのではないかとこのお願いでございます。

【田崎委員】

一年間にわたって発注があると思うのですが、年度始めに集中してしまっていて構わないのでしょうか。平準化というと、イメージとしては集中しないで、ある程度年度内にばらけて欲しいと考えたのですが、そうではないのですか。

【福島県総合設備協会会長】

どうしても7月、8月が最盛期で、今までですとそのような傾向になっているかと思ひます。

【伊藤委員長】

4月から7月ぐらひまではあまり工事がなひのですか。

【福島県総合設備協会会長】

そうです。

【伊藤委員長】

7月、8月ぐらひから工事が増えるというようになっているのですか。

【福島県総合設備協会会長】

そうです。12月から現場の技術者が日曜もなく残業して大体4か月ぐらひ続くというパターンが今まで多かつたように思ひます。

【伊藤委員長】

平準化の問題は、震災前と震災後では事情が変わったのですか。それともあまり変わっていないのですか。

今の時点で県から何かお答えできることはありますか。

【技術管理課長】

国の年度予算が成立しないと発注できないという部分がございますので、交付金事業ですと、申請をして工事を発注するため、どうしても7月くらいになってしまうということがございます。以前ですと、ゼロ県債という制度がありまして、そういうものを活用したということではありますが、今、復旧・復興をやっていますので、ゼロ県債は今のところ実施しておりません。昨年度から工事を実施しておりますが、繰越しということで、現在は、4月、5月ということで、復旧・復興工事を実施しているところでございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

時間となりましたので、これで福島県総合設備協会からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会退席)

(福島県建設専門工事業団体連合会着席)

【伊藤委員長】

福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきまして、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べていただきます。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページに公表させていただきますので、予め御了承願います。それでは、よろしくをお願いいたします。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長・理事】

(資料3により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

本県としましては、昨年度から元請・下請の現場実態を把握して適正化に向けた取り組みを強化するという意味合いを込めまして、下請状況実地調査を行っております。実効性のある調査と指導の強化、対象の拡大という御要望がございますので、今年度の実施予定の下請状況実地調査におきましても、建設業法に違反する事実が確認された場合には、法令の所管課と連携して必要な対応を

行うとともに、県の指導への請負者の対応が適切でない場合には、入札参加資格制限や工事成績評定の減点を行うなど指導を強化していきたいと考えております。調査対象会社の拡大につきましては、工種、契約金額、地域バランス等も考慮の上、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

その他の中で御意見をいただきました公契約条例の制定の検討についてですが、公契約条例の制定につきましては、これまでも県議会で質問等が出されておりました、本県としては国において既に労働基準法や最低賃金法を始めとしまして、労働条件や賃金確保のための法整備が図られてございますので、適正な労働条件や賃金水準はこれらの法制度によって保護されていると考えております。県発注工事においては、受注者に労働基準法や最低賃金法などの諸法令の遵守を求めておまして、元請・下請関係適正化指導要綱等に基づく適正な下請契約の締結や下請代金の支払いがなされるよう指導も行っているところであり、昨年度から下請状況実地調査を実施するなど、元下関係の適正化を一層推進してまいる考えであるといった内容の答弁をしているところです。県としましては、現時点において公契約条例の制定は考えておりませんが、今後とも国や他県等の動向について注視してまいりたいと考えております。公契約条例の制定に際しては、重要な課題が3点あると考えております。一点目は、条例により上乗せ賃金の支払い義務を課すことは雇用契約の内容に行政が介入することになりますので、事業者の経営裁量を過度に規制することにならないかという視点です。二点目として、同じ県の中でも条例を制定した地方公共団体と制定していない地方公共団体、例えば、県が条例を制定しましても市町村が制定しませんが、団体間で賃金水準が異なるという問題も発生してまいります。三点目は、先程、業界の方からも御意見が出ましたとおり、適正な賃金水準等をいかに設定するかという課題です。これらの主に3つの課題に対する慎重な検討が必要であると考えております。

【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等がございましたら、お願いいたします。

今の話との関連で、回数制限についてはどのようにお考えなのか教えていただけますか。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

今、大変ありがたいお言葉をいただきましたけれども、絵に描いた餅ではなく、言っていることを実際に本当にやっていただきたい。

宮城県の仕事もやっております、宮城県庁の建築の方にお邪魔しました時に、何で福島の間が宮城の仕事をするんだと言われました。

ゼネコンにとっては本当に申し訳なかったのですが、いろいろな御事情をいただいて仕事を受注しましたけれども、福島県の土木関係の中で、行政の土木部長以下、土木に関する人たちが、そういう考えを持っていただけるものかどうか。

山形県のお話をしますと、山形県は公共工事をほとんど大手には発注していません。我々が仕事に行っても公共事業はできません。福島県は地元育成、地産地消をどのように考えてくれるのか。福島県の復興住宅を中国辺りにつくらして持ってきて、それに目をつぶっていることは、私はおかしいと思う。できれば福島の方々にも少しでもプラスになることを考えてくれるのが役所であり、県の対応の一つではないか。

【福島県建設専門工事業団体連合会理事】

下請の回数制限については、安全面を考えても、品質の面からも重要なことだと思うのですけれども、現状は職人不足ということで、当初予定していた職人さんが入れないケースが多々ございま

して、その場合に、例えば、私共で1次で下請させていただいて2次をお願いしていたところが、2次が工程のずれで入れないので、2次から3次へ応援を要請するというような形も、通常るときよりは、そういうケースもあるかと思えます。

安全面を非常に管理してくれる元請の場合は、そういうケースであっても大丈夫だと思うのですが、けれども、逆に、今、管理者不足ということで、なかなか管理できない状況で、そういうケースも起こっていますので、それは、業界全体で考えていかなければならないことだと考えております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

もう一つお願いしたいことがあります。40歳から45歳の働き盛りの職人の1か月の給料と、福島県に大卒で入る人の給料は、どのくらい差があるか、1回調べてみてください。歴然としている。本気になって下請の職人を育成すると言っても、そういう格差があるということを踏まえて、その辺もひとつ検討してみてください。この金額は歴然としていますから。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

先程、県から公契約条例についての今後の検討課題がございました。今お聞きする範囲では実際に導入しつつある自治体もございますので、全く不可能だとは感じておりません。ただ解決しなければいけない問題がいくつかあるということは共通の理解ができたのではないかと考えております。この旨につきましては、当委員会におきましても前向きに検討したいと思えます。

時間となりましたので、これで福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

それでは、ここで休憩をとりまして、15時5分から再開させていただきます。

(福島県建設専門工事業団体連合会退席)

《休憩》

(福島県土木建築調査設計団体協議会着席)

【伊藤委員長】

それでは、再開いたします。福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表させていただきますので、予め御了承願います。それでは、よろしくをお願いいたします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長・構成員】

(資料4により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

それでは、口頭でコメントできる範囲で答えさせていただきたいと思います。

総合評価方式についての(1)の②災害対応実績等への高い評価の部分でございます。こちらにつきましては、今年の5月以降、総合評価におきまして東日本大震災等への対応を評価させていただいておりますが、これは特別な評価としまして加算点満点の枠外評価とさせていただいておりますのでございます。こちらの評価につきましては、既存の評価項目である災害時の出勤実績の評価基準に合致していれば同一の実績を重複して評価することにしておりますので、一定程度の評価をしていると判断しております。建築設計関係の応急危険度判定士の資格保有者の派遣実績につきましても、今般の東日本大震災等への対応で評価しているところではございます。

総合評価方式についての(3)の②地元企業の優先的な活用についてでございます。東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等につきましては、随意契約により速やかに対応しております。この際、地域に精通した企業による迅速・円滑な施工の確保の観点から、随意契約においては、地元企業・県内企業に発注しているところではございます。条件付一般競争入札においても、一定金額以下の工事につきまして入札参加者の範囲を管内に限定しているほか、総合評価方式においても地元での工事实績や災害時の出勤実績など地域社会への貢献度として評価しておりまして、地元建設業者の受注機会の確保等に努めるなど、これまで対応しているところでございます。

総合評価方式についての(3)の③本社と支店・営業所の加点格差の問題につきましては、昨年度の監視委員会においても御意見としていただいているところでございますが、支店・営業所等が地域に所在している企業につきましては、本店でなくとも地域の状況等を把握できると考えられますことから、本店・支店・営業所等を区別する根拠としまして制度的に理由が難しいということで加点格差を設けることについては現実的には対応が困難であると考えております。

東日本大震災の影響についての(2)のところですが、入札不調については、使命感・責任感により、あまり多くないということで、入札不調が出ないように対応いただいていることについては感謝申し上げます。引き続きよろしく申し上げます。

電子入札・電子閲覧につきましては、入札参加者と発注者の双方にとってメリットが大きいことから、引き続き県としても拡大の方向で推進してまいりたいと考えております。

その他の②と③の中で、指名競争入札の活用と災害時における随意契約の積極的な活用という御意見をいただいているところですが、まず入札等制度改革を踏まえまして、本県においては、工事については指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を全面的に導入しておりますが、測量等業務委託については指名が特定の者に偏らないよう配慮しながら運用しており、指名競争入札での実施件数が最も多くなっているというのが実態です。今般の東日本大震災により緊急を要する測量設計等業務委託につきましても随意契約を活用して速やかに対応しているところでございます。

【伊藤委員長】

それでは、委員の皆様から御意見・御質問があればお願いします。

その他の③の最後のところに、速効性のある随意契約等も積極的に活用すべきであると書かれているのですが、今、県が行っている随意契約は速効性が欠けるというお考えでお書きになって、より速効性のある随意契約を想定されているということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

そういうことではないのですが、実は災害が発生しまして、昨年度から、査定を受けるまでの期間が2か月です。2か月で査定を受けるとなりますと、設計書をつくって入札を掛けて、仕上がりが査定の10日ぐらい前に成果品を出さないと間に合いません。そうしますと、測量設計を行う時間がなくなってしまいます。今度は、1か月くらいになるような話がありますので、随意契約で速効性のあるようなものを今からお願いしておかないとまずいと感じてお願いしております。

【伊藤委員長】

それは随意契約でも数者による見積合わせということなのか、それとも随意契約だから1者に絞ってということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

その辺までは、はっきり言えないのですが、それは、発注者の考えで、できるだけ早くお願いしたいということです。

【安齋委員】

3ページの入札不調のところ、地域別にある程度の規模にまとめて発注するようにしていたきたいという要望があるのですが、これは可能なかどうか。年度繰越しを条件に発注するようにしていただきたいという要望があります。これも可能かどうか、県から回答してください。

【土木部次長】

建築関係で2点程ございますけれども、一つには土木で答えられる範囲が限られておりますので、一般論と言いますか、建築関係の管理主体が、県内部でいろいろと分かれておりまして、規模の小さいものが数多く発注されておりまして、管理主体別の発注ということが原因になっている部分があるかと思えます。

繰越しの件につきましても、予算の問題がございまして、発注者、管理主体の調整を要するので、今すぐにお答えできることはないのですが、今、災害関係ということで、時間を急ぐという中で仕事をしている関係上、かなりいろいろな無理をお願いせざるを得ないような状況が出ているかと思っております。なお、それぞれの県内部の調整がございまして、適正な発注ができるように調整できればと考えております。

【伊藤委員長】

今の件に関しては、例えば、いくつかの事案をまとめて一つにして入札することは可能ですか。

【土木部次長】

土木部では、やっております。

【伊藤委員長】

要するに、一つの部局の中であればできるけれども、別々の部局のものがあるから、それが難しいということです。

他いかがでしょうか。

資料の4ページの建築設計関係の②に、プロポーザル方式を引き続き採用していただきたいとありますが、県の方の考えをお聞かせ願います。

【土木部次長】

これも、基本的には、それぞれの委託の内容に応じて、これまでもプロポーザルも含めて、入札方式を検討してきておりますので、委託ごと、発注案件ごとに、引き続き適正な入札方式を設定していきたいと考えております。これも同じように、発注主体ということもありますので、そこは、

発注主体の方と調整をしながら進めていきたいと思えます。

【伊藤委員長】

プロポーザル方式にするための基準や条件はあるのですか。例えば、契約金額がいくら以上とか、あるいはこのような建物についてはどうか。

【建設産業室長】

業務の内容により、創意工夫が発揮できるものについては、プロポーザルで行うことが一番良いものができるということで、土木の方では比較的少ないのですが、建築の業務の内容によって選んでおります。

【伊藤委員長】

創意工夫ができるというものを、その都度判断してやっているということですね。

【安齋委員】

件数は少ないですね。大型工事にほとんど集中しています。

【伊藤委員長】

例えば、今までのプロポーザル方式の実績件数について、今、分かりますか。

【入札監理課長】

平成23年度の実績で申し上げますと、10件、金額で2億900万円の実績がございます。

【総務部政策監】

1点補足させていただきますと、今、実績は申し上げたとおりですけれども、今回の大規模災害を踏まえまして、県として復興計画の中にいろいろな視点で新しい拠点整備を考えてございます。例えば、医大に健康管理拠点を作るとか、環境創造のための除染だとかそういったセンターを作るだとか、こういったものにつきましては、施設の内容から含めて基本構想を作って、施設を建設していくという建物が結構出てまいりまして、そういった分野につきましてはプロポーザルで対応しているのが増えてくるかと思えます。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方及び報道機関の方は御退席をお願いいたします。

なお、非公開部分の議事の概要につきましては、会議終了後、私の方から御説明いたします。

公開での審議再開は、16時10分頃を予定しております。よろしくをお願いいたします。

(傍聴者及び報道機関退席、個別事業者着席)

〈以下、非公開部分について概要のみを記載〉

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の主旨)

1 受注状況について

○指名競争入札から条件付一般競争入札や総合評価方式の導入により、落札業者が一定的に絞られ、新規参入できる業者が少なくなったと考えられる。

2 総合評価方式について

○技術力や地域社会に対する貢献度も評価されるが、新規参入できるように、同一市町村内の工事実績をもう少し評価していただきたい。

3 元請・下請関係の適正化対策について

○東日本大震災以前は、工事量が少なく、下請業者は仕事を確保するため安値で請け負っていた。東日本大震災以後は、下請業者の不足により、適正になってきたと思われるが、まだまだ改善の余地はあると思われる。

4 入札不調について

○入札不調は、東日本大震災等による復旧・復興工事の発注増加に伴い、技術者不足、作業員不足、県単価の安値、材料等の価格高騰が原因と考えられる。

○工事の発注増大により、利益率の良い工事の選択がなされているのではないか。

5 電子入札・電子閲覧について

○電子入札に関しては、参加していないため、詳しくは分かりません。

6 その他

○公共工事設計単価の改善を早急に行っていただきたい。労務単価等については、平成24年6月以降に多少改善されたが、もともとの単価が安いと思われる。

【伊藤委員長】

よろしいですか。それでは、個別事業者からの意見聴取を始めます。

本日の進め方につきまして、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べていただきます。

なお、調査票は、事前に各委員に送付してありますので、ポイントとなる点を簡潔に述べていただきます。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事の概要につきましては、匿名にした上で県のホームページで公表させていただきますので、予め御了承願います。

それでは、御説明よろしく申し上げます。

【個別事業者】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

受注状況についての(4)の中で、新規参入できる業者が少なくなった、規模の大きい業者ほど落札できる可能性が高いという御意見がございました。この点につきましては、工事の総合評価方式におきまして特別簡易型がございしますが、特別簡易型で価格逆転の比率が高い、価格が1位以外

の者が落札する比率が平成22年度65.4%ということで価格逆転の比率が高かったということ踏まえまして、昨年11月から価格と価格以外の評価バランスを改善するという対応を取っております。加算点を従来の20点から10点に圧縮して価格の比重を増したという改善も行っております。より適切な入札制度となるよう継続して対応してまいりたいと考えております。

総合評価方式についての(1)の中で、同一市町村内工事实績をもう少し評価していただきたい、どうしても実績評価重視の傾向ではないかという御意見がございました。総合評価方式は、技術力と価格を総合的に評価する制度でございますので、企業や技術者の工事实績で技術力を一定程度評価する必要があるということが大前提としてございます。ただ、御意見にもございましたとおり、運用状況については今後も分析・検証を重ねまして、バランスの良い評価制度となるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

総合評価方式についての(3)の中で、新規で参入してもなかなか落札できないという御意見や震災後、総合評価制度を継続することはいかがなものかという御意見がございましたが、今後とも入札結果の分析・検証を進める中で競争性の確保と合わせて、地元建設業者の担う役割にも配慮しながら、改善に努めてまいりたいと考えております。総合評価方式は、品質の確保に加えまして、価格競争の激化に伴う工事や安全対策の手抜きや下請へのしわ寄せといった弊害対策、地域社会への貢献度の評価を通じた地域建設業の育成に有効な入札方式であり、制度の適切な運用に引き続き努めてまいりたいと考えております。

元請・下請関係の適正化対策についての(1)の中で、まだまだ改善の余地はあるという御意見が出ておりますが、そのような御意見も踏まえまして、県として昨年度行いました下請状況実地調査を今年度も継続して行うことにより、元請・下請関係の更なる改善を図っていききたいと考えてございます。

元請・下請関係の適正化対策についての(2)の中で、不適切な事例の御指摘をいただいておりますが、記載のような書面による契約締結前の下請工事の着工ですとか、指値発注などはあってはならないものでございますので、建設業法に違反する事実が確認された場合におきましては、建設業法の所管課と連携して必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

【技術管理課長】

入札不調についてですが、労務単価が改定されまして、職種によっては宮城県や岩手県と同水準になっております。先程、普通作業員の労務単価の改定という話がありましたが、6月の改定時点では宮城県が普通作業員で11800円、福島県が11700円ということで100円の違いはありますが、同水準になったということでございます。宿泊費の計上につきましては、県外からの労務者の宿泊費ということで、宿泊が必要であれば協議いただいて設計変更の中で計上できるということで6月から対応しております。

公共工事の設計単価の改善についてですが、資材につきましては、不足する分を他の地域から運搬する場合には、その分の運搬費を計上できるよう改善しております。

交通誘導員についてですが、交通管理者と協議しまして、どうしても必要だということであれば、設計変更で対応できるようになっております。

生コンの不足につきましては、実態を聞いており、福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会の中に建設資材部会を各建設事務所に設けまして、発注者、受注者、資材業者により、方部の実情に応じた連携・調整を図っております。地域でどうしても対応できない部分につきましては、本庁や東北地方整備局と一体となって対応していくことを考えております。

【建設産業室長】

入札不調についての（３）現場代理人の常駐義務緩和についてですが、主任技術者につきましては、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者です。技術者の要件緩和については、工事の品質管理、安全管理の低下が懸念されるため慎重な検討が必要です。現在２５００万円が主任技術者の専任の要件となっておりますが、国の制度ですので、それを１億円に引き上げられないか、引き続き国に要望を行っているところです。

技術者雇用につきましては、震災前、建設産業は公共投資などの大幅な減少による競争の激化や低価格の受注などにより厳しい経営環境に置かれていました。今後、復旧・復興工事が収束すれば、再び厳しい経営環境に置かれることが懸念されますので、建設産業の経営基盤を強化し、魅力ある産業に転換していくことが必要であると考えております。建設産業の経営基盤強化につながる新分野進出については今後も支援してまいります。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等がありましたらお願いいたします。

【安齋委員】

総合評価についての（１）の後段のようなことが実際に行われているのですか。現場の状況を把握しないまま入札に付し後日協議するという、ちょっと考えられないような事案であり、これがかなり多いというような指摘ですが。

【技術管理課長】

地権者との協議の結論が出ないというところもありますが、原則的に用地を協力いただいたところについて工事を発注しております。発注した段階で契約者とは別な地権者が新たに見つかるということも想像できますが、原則的には用地を買ったところについて、工事を発注するというところでございます。事前に現場を見て工事を発注するということを実際は行っております。

【安齋委員】

このような問題は発生していないはずですね。ところが、実際には発生しているという人がいたのですが、どこが違っているのでしょうか。

【個別事業者】

実際はあります。当然、現場では発注できるだろうという判断はありますよね。それが、結局、全部ロスになってくるのです。今から地権者さんもしくは隣接の方々にお話をしましょうといったときにトラブルが起こるのです。私もやっていて分かります。

【安齋委員】

そういう実態を本庁では知らないということですね。

【個別事業者】

請け負けではないのですけれども、当然、お互いが認識した中でのやりとりだと思っているのですが、もう少し考えて発注していただかない限り、ロスが出てくるわけです。工期を延ばす、工事をストップして違う方向にずれていくということは、実際はあります。これは市町村もあります。コンサルタントに設計する段階で任せっきりにしている状況もあります。請負者は非常に困っています。私は改善をして欲しいということでお話をしています。

【安齋委員】

本庁の方でも建設事務所の方ともっと協議をして、実態を把握してください。

【土木部次長】

ここに書かれていることについては、具体的に、どういうトラブルかを詳しくお聞きしてみないと分からないところがありますけれども、確かに発注者側の原因でもって工事が遅れるという事例はあることを承知はしております。ただ、たくさんあるかどうかというところは、いろいろ認識の違いもあるかと思えます。もう一つは、災害復旧等に関することなのか、あるいは通常の工事なのかというところでも若干の違いがあります。災害復旧だけ取り出して申し上げるわけにはいかないかと思えますけれども、災害復旧の場合、どうしても時間の関係がありまして、災害査定を受けまして、いかに早く復旧するかということで、コンサルタントの方の業務も非常に多いということで、仕事が多いから中身は粗雑になって良いというわけではございませんけれども、スピードを重視するような観点で若干無理をした部分も災害復旧の中にはあるかと思えます。通常事業の中で用地買収をせずに発注するという事はないと考えております。ただ、地権者以外の、関係するいろいろな出入口ですとか、そういったところで現場に入ってから調整を要するというものも多々ございますので、それが十分に協議が整っていないことによって、工事の遅れというようなことはあるかと思えます。そこは、私共もしっかりと改善をして、今も続けておりますが、引き続き改善に取り組んでいきたいと思っております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【安齋委員】

現場代理人の常駐義務緩和について、現在は5 km程度としていますが、要望として10 km程度に範囲を広げて緩和してもらいたいとありますが、距離の拡大は可能なのですか。

【建設産業室長】

それにつきましては、一つの現場として管理できるというような関係で、5 kmが一通りぐるっと回れる範囲ということで我々は判断しております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

6 ページのその他について、被災地区において生コンクリート材の入荷が不足している状況や骨材の供給不足とありますが、これは自分で対応することはかなり困難だろうと思えます。これらの資材が重点的に海の方に持っていかれている状況に今ありますから、海の方が優先されていることは仕方のないことだと思いますけれども、他のところがなくて復興工事が進まないというのは、やはり問題だろうと思えます。県の方では、どのような対策をいらっしゃいますか。

【技術管理課長】

県としましても、被災地区で資材・コンクリートが不足しているということは把握しておりまして、現在、資材を調達する方法、どういうものがあるかとか、そういうものを現在検討しております。東北地方整備局と連携しながら、資材の調達の方法とか、例えば、コンクリートのものを二次製品用にして使うとか、そういう様々な方法を検討しているところでございます。

【伊藤委員長】

他ございますでしょうか。よろしいですか。

【個別事業者】

先程、労務単価のことを言われましたけれども、1000円上げたことによって宮城県と同等になったという話がありました。これでは安過ぎてやっていけないのです。実際に私たちが支払っ

た金額より数段安いのです。高い方に行ってしまうのです。そういう現状をこのまま続けていってもらっては困るのです。復興させるためには、技術者が不足しているから、ある程度外部から呼ばないといけないが、高いから、皆、宮城県や岩手県に行ってしまうのです。価格改定を何とかして欲しい。確かに建設業は今需要が増えていますが、増えているだけなのです。中身は大変なことになっているのです。それを何とか先生方の方で助けていただきたいのです。復興させるためには、福島県にいる建設作業員だけでは足りないのです。建築は、設計単価でやってみたら、請け負っている方がマイナスです。そんな状況が続いているのです。そこを改めて認識していただいて、その価格を何とか改善していただきたいと思っています。除染の方が単価が高い。現状がそうなのです。国に要望するしかないと思いますけれども、福島県の単価、材料の価格の改定をしていただかないと、いくら綺麗事を言ったって、仕事を取ろうとする意識よりも、みんな利益を追求するわけですから、良い仕事しか取りません。それが辞退に追い込まれると私は思っています。その辺を踏まえて、専門職の件費、普通作業員も含めて労務単価を改善していただきたいと私は思っています。よろしくをお願いします。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで個別事業者からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(個別事業者退席)

〈以下、公開にて審議〉

【伊藤委員長】

それでは、次に各委員の意見交換に移ります。どなたか発言なさる方はいらっしゃいますか。

【齋藤委員】

大震災を機に需給関係が逆転したということだと思います。供給の減少と需要の増加ということで、労賃などが上昇し、実勢価格との間に乖離がある。今、それぞれの業界、団体から伺ったものでは、この問題が一番の要点なのだろうと思います。実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定でありますとか、急激な物価変動に伴う請負金額の変更、発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応。国交省も当然それを承知している。皆さん方の抱えている問題の内容については把握しているのだと思います。今、需給関係が逆転しているにもかかわらず、震災前の認識でやっているところがあるのではないかと。私たち委員も、そこから認識が抜け切れていないところが、もしかしたらあるかも知れないと思っています。東日本大震災復興対策本部事務局が出している平成24年度予算概算決定概要、東日本大震災復興特別会計（仮称）についてですが、要するに、復興庁の予算の他に、合計いたしますと総額で3兆7754億円もあるということです。これだけの予算が付いているにもかかわらず、福島のように津波だけではなくて、原発事故で未だに16万人も避難民が非常に苦しい目に遭っているときに、なぜもっと予算を獲得することができないのか。あるいは、それを執行することができないのか。予算はどれくらいきていて、どのくらいの消化率なのか、教えていただけないでしょうか。

【入札監理課長】

復興庁関係の予算が本県に現時点でどのくらい配分されているかということについては、担当

課が異なり、即答しかねますので、確認の上で御報告させていただきたいと思います。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

今日の話は、入札制度等監視委員会だけでは受け止められないような、かなり広範囲な話が含まれていました。ですから、今お話があったように、今日出席されている県側の部署だけでは答えられないという問題も含まれております。

トータルで考えてみますと、一つは実態をちゃんと把握してくれとか、現場を見てくれとか、そのようなお話が結構ありました。先程、下請の業界から公契約条例の制定の要求がありましたけれども、そういう問題も含めて、例えば、条例を作るということを検討するかどうかは別として、実態を把握するという努力は県側としてもできるわけですから、まず実態を把握して、どういう問題点があるのか、あるいは現状がどうなっているのか。この辺については、なるべく適切な現状・現場の把握ということをお願いしたいと思います。

もう一つは、この委員会は、公平・公正で透明な競争を確保しましょうという目的のために作られた委員会ですが、もう一方の問題として、福島県であるとか、地元の産業振興とか、業者を支援するというのか、そういう二律背反の問題があるわけです。

これをどのように上手くバランスを取るかというところが一つの課題ですけれども、それに加えて、震災、あるいは原発事故の復旧・復興という別の問題が出てきてしまった。今までは、二つの問題のバランスを考えれば良かったが、今度はもう一つの問題が出てきてしまった。ところが、もう一つの問題については、なかなか対応ができていないという現状だと思います。

復旧・復興と皆さんおっしゃるのですけれども、一体その復旧・復興と言っていることの具体的な中身が何なのか、特に公共事業に関してどういうことなのか。あるいは、それを阻害する要因、障害となるものは一体何なのか。なおかつ、全部のことを一遍にはできないわけですから、優先順位、何から先に始めなくてはいけないのか。この辺のことが、どうも県としても国としても、あるいは我々にしても、共通の理解・認識ができていないような気がするのです。障害が何で、どういうことが復興の内容で、どういう優先順位でやりましょうということが、ある程度明確になれば、今まで出てきた範囲の中でも、幾つか解決できる、あるいは理解していただける問題があるような気がするのです。

今話した問題は、この委員会の範囲を全然超えている問題なので、この委員会としては、基本的には先程言った二つの問題、つまり入札の公平性と地元をどのように考えるのか。地元の問題は、前の知事の事件があつてから、少し軽視されていると思います。市町村の方が地元のことを考えています。先程言いましたように、復旧・復興の問題があるので、今までと同じスタンスで単に公平・公正な入札さえしておけば県は良いのかというと、全然そうではなくて、今の状況ででき得る公平・公正な競争をある程度担保しながら、復旧・復興であるとか、地元の支援であるとか、そういうことをやはり考えていかななくてはいけないということです。ここで言うてどうなるかという問題もありますけれども、県側としても、その辺のところを受け止めていただいて、今回の業者さん、特に上の大きな会社は、今回のことである程度利益が上がって、売上げが上がって良いことがあるのかも知れないですけれども、下の方の下請であるとか、現場の人たちの話を聞くと、かなり厳しい状況があります。果たして、そのことが我が県の復旧・復興に本当につながっているのか。それを阻害しているのではないかと感じられますので、その辺のところを県側としても受け止めていただきたいと思います。

他いかがでしょうか。

【田崎委員】

入札の件数について、最初、4月・5月・6月が少なく、7月・8月ぐらいにどっと増えるということで、国の予算の状況もあって、そのようになっているというお話がありましたが、国からの予算は遅れているのでしょうか。それとも、通常より早く福島県はいただいているのでしょうか。お金がないとなかなか発注もできないだろうし、そういう部分はどうかのでしょうか。

【土木部次長】

通常の事業と災害復旧関係と2つに分けてお話したいと思えますけれども、通常の事業に関しては、例年と同じような形での国からの配分と言いますか、昔、補助事業と言っておりましたけれども、今は補助金から交付金に変わったということで、交付金になってございます。これは、国の予算が成立して4月以降に各県に対する配分が決められまして、配分額に応じて交付金の申請手続きをします。5月中ぐらには県が執行できるような状況になります。6月ぐらから入札の行為が始まって実際に開札されるのが6月末から7月というような流れで、交付金に関しましては、どうしてもやはり交付金を申請して県が交付を受けるまでの期間を要するというので、これは補助金の時代にも同じようなことはございましたけれども、そのような流れで進んでいきます。災害復旧につきましても、災害査定が終わりますと、一定程度の全体額の縛りはございますけれども、概ね85%程度は災害査定を受けた年度に配分されるということで、国からの予算の方は、それなりに配当はされているかと思えます。執行につきましても、今年度、土木部の予算に関して申し上げますけれども、9月補正が終わった段階で2800億をちょっと超えるぐらいの数字になっております。これは、例年の、震災前の予算でございまして、約1000億程度でございまして、2.8倍ぐらいの予算になっております。これが全部公共事業ではないのですけれども、比率からすれば、そのような状況になってございまして、2.8倍の事業執行ということで、私共職員、限られた中で、土木部一丸となって進めておりますけれども、そういった限界もございまして、併せて受注の方についても、やはり不調等が発生しているということで、そのロスというのもございまして、災害復旧ではあります。計画を立てながら執行しておりますけれども、なかなかいろいろな要因が加わりまして、思うような形でいっていないというところはございますが、今のところは、概ね災害復旧についても、何とか計画に近い形で進捗しているというような状況でございます。そのような状況でございまして、国の予算というか、予算があればあっただけ執行できるかという問題もあります。それと、今回の災害で一番難しいのは、特に浜通りにつきましても、用地買収をしないと災害復旧できない。特に海岸部については、用地買収しないと、災害復旧の工事に着手できないというような部分で、工事の発注前の段階を進めているというような状況でございます。

【田崎委員】

そうすると、事業の数は大きいけれども、予算もそれなりにあるということで、先程もいろいろお話を伺ったことを考えると、件数が多くなって大変でしょうけれども、現状把握をきちんとしないと、これからの方向性が立てられないと思うので、その辺、ちょっと先程おっしゃったように必要なかなと思えました。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【安齋委員】

今日の出席者を見ると、教育庁は来ていないのですか。

【入札監理課長】

教育庁については、お呼びしたのですが、都合により出席できなかったという状況でございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、その他の委員の方から意見交換したい事項がございましたらお願いします。

ないようでしたら議事の「その他」に移ります。まず「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの説明について、質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、事務局から他にありましたら、お願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の開催についての事務連絡につきまして、委員の皆様のお手元に配付してございますが、お手数でも来週27日火曜日頃までに、出欠回答書を事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

委員の皆様よろしくお願いいたします。なお、本日の意見聴取の結果につきましては、今後の入札制度の検討に活かしていかなければならない課題だと認識しておりますので、事務局の方で要約をして各委員に配付することとさせていただきます。本日の議事につきましては、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第39回福島県入札制度等監視委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。